別記第六十号様式（令第六十八条第１項に規定する郵便の種類を表示する標識（表七四標識）の様式）（第六十条関係）

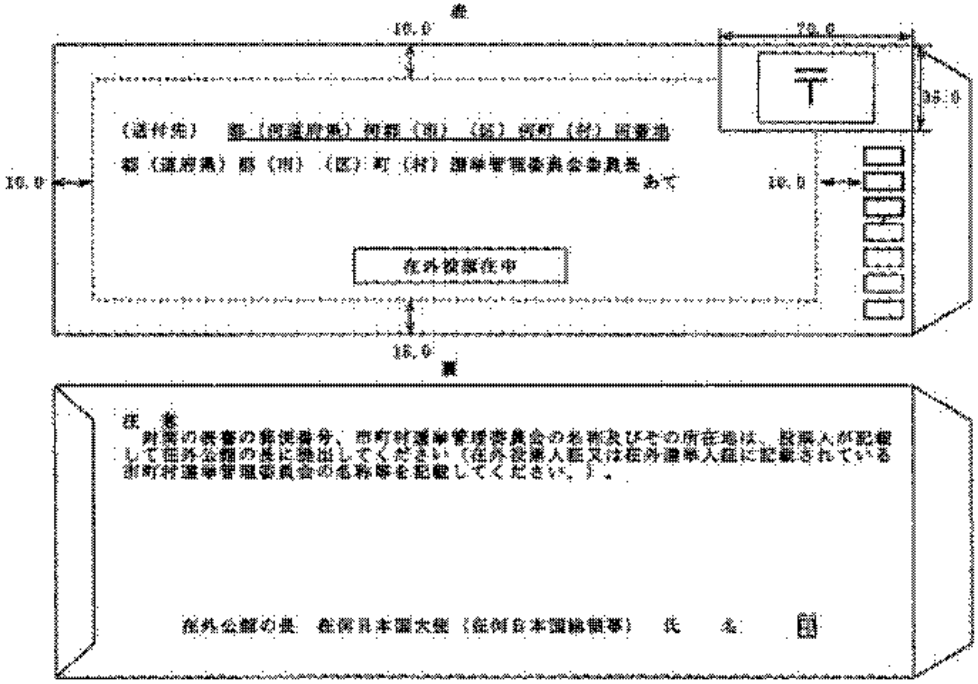


備考

1　寸法の単位は、ミリメートルとする。

2　郵便番号記入枠は、上図の位置に表示しなければならない。

3　あて名は、封筒の端辺から所定の間隔を空けて点線の内側に記載しなければならない。

4　封筒の右上部の「〒」の位置は切手等をはり付ける位置なので、あて名等は記載してはならない。

5　封筒の表面の投票が在中する旨の記載は、朱書きしなければならない。